

審 査 基 準

21 年 12 月 2 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第 9 条の 9 第 1 項
処 分 の 概 要：練習射撃場の指定
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第 9 条の 9 第 1 項、 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 1 条（届出及び申請の手続）、同第 4 7 条第 1 号、同第 2 号八、同第 6 3 条（練習射撃場の管理者及び管理方法の基準）、同第 5 0 条（教習射撃場の指定の申請の手続）、同第 6 4 条（練習射撃場の指定の申請の手続）
審 査 基 準： 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第 4 7 条第 1 号の「必要な知識」とは、練習射撃場の管理に必要な法令、当該射撃場の指定に係る種類の銃砲及びその実包並びにその射撃動作等に関する知識をいい、「経験」とは、射撃場の運營業務、射撃、射撃指導等の経験をいう。
標 準 処 理 期 間：3 0 日
申 請 先：指定射撃場の所在地を管轄する警察署の生活安全（第一）課
問 い 合 わ せ 先：神奈川県警察本部生活安全全部生活安全総務課営業第二係 0 4 5 - 2 1 1 - 1 2 1 2 内線 3 0 2 4、3 0 3 4
備 考：